

<欧州 輸出入ご担当者様 各位>

Emission Allowance Surcharge (ETS) 導入のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

欧州連合は2005年にEU域内排出量取引制度(EU-ETS)を設立し、それ以来、温室効果ガスの削減に取り組んできましたが、2024年1月より、海運業界もこの制度の枠組みに、段階的に組み込まれることになりました。これにより、EU域内港湾を発着する5000総トン以上の船舶は温室効果ガスの排出枠の購入が必要となります。

つきましては、弊社は2024年1月1日発効にて、全ての欧州発着貨物に対しEmission Allowance Surcharge (ETS) を導入させていただく事になりましたので下記の通りご案内申し上げます。

記

適用開始日 : 2024年1月1日(本船出港日ベース)

From/To	DRY		REEFER	
	EUR/TEU	USD/TEU	EUR/TEU	USD/TEU
North Europe / East Asia	16	17	45	48
East Asia / North Europe	23	25	67	71
South Europe / East Asia	15	16	41	44
East Asia / South Europe	22	23	61	65

ご不明な点につきましては弊社営業担当、カスタマーサービスまでお問い合わせ下さい。

以上
Hapag-Lloyd (Japan) K.K